

究 研

道路並沿道の風致美觀に就いて



復興局書記官 菊池慎三

明治神宮の御造營に伴つて各方面からの參拜者の爲に、道路施設を爲して國民の崇敬心を満足せしめることは、都市計畫道路行政の上より必要であるに止まらないのであつて、神宮御造營の事業を完成する所以である。青山口即參道は二十間の幅員で青山の大通から緩傾斜で千駄ヶ町地内

に低くなつて、更に昂まつて行く具合に誠に參道の趣旨にふさはしい街路である。歩道を廣くとつて街路樹が十分に繁茂した所は、現在道路中最も美しいものゝ一つであらう。表參道は大正八年八月東京市區改正設計に追加せられ、市區改正事業後には都市計畫事業として東京市長の執行したものである。代々木口即裏參道は大正十年五月の都市計畫に依つて幅員十三間として、外苑に連絡することに

決定して居る。外苑の工事が完成に近づいたので、此の連絡道も近く工事を開始することになる。工事着手前に幅員十三間を二十間に改め神宮前に廣場を設け、道路の中に乗馬道を置き、神宮から下賜される街路樹の配置と共に美しい遊歩道が、内苑外苑を連絡する筈である。之も都市計畫事業として東京市長が執行するので、豫算八十二萬圓は現に成立して居る。甲州街道から代々木練兵場を経て神宮に至る幅員十三間の道路は如何にして作られたか知らないが、大正十二年四月府縣道に編入された。曾て此の道路は代々幡町に於て幅員を三四間とし殘地を賣却して財源とする底意で引渡しを受け様としたことがあつたと云ふが、眞偽は知らないが無謀無慮お話にならない次第である。

二

神宮に達する各道路が完成せられ、道路の構築植樹に意を用る幅廣い美しい道路が出来上つても、若し沿道の建築物が俗悪であり、醜悪なる廣告看板其の他沿道環境の風

致美觀を毀損破壊するが如きことがあれば、道路新設の目的の大半は破壊される譯であり、殊に神宮崇敬の國民の感情にふさはしくない結果を來すのである。従つて内外苑連絡道路計畫の確立及工事着手と共に、都市計畫法に従ひ三參道沿線一定の區域を風致維持の爲にする地區に指定する必要があると考へる。風致地區に對する制限命令の制定及施行責任者は、現行制度では東京府知事であるが、實際の便宜及取締の効果を擧げるには警視總監の權限に改めることが適當であらうと思ふ。併し此の種の勅令改正に躊躇する部局があれば、差當り風致地區指定に基く社會的制裁を背景とし、東京府に於て出来る範圍の取締を爲すことでも敢て差支はない。一體風致の維持に付ては廣告物取締法があるが、警察當局は之を適用すること不十分であり、警視廳令の施行命令の如き神宮内外苑特に各參道及其の附近に於ける廣告の禁止の規定を置くべきものが、一向考慮を拂はれない、又其の規定の適用も不十分極まる様子である。廣告物の觀念範圍に付ても未だ明瞭なる見解がない様であ

る。參道沿線の俗悪なる廣告物は勿論嚴格に取締つて風致を毀損せしめない工夫が必要である。

三

神宮を問題とすることは聊か不本意であるが、特殊の施設を爲す場合に於て其の施設が出来たる結果、相當の道路施設を爲すべき必要が隨伴する場合に於ては、當然其の道路施設の責に任すべき部局と連絡協商して、道路施設遂行の便宜を圖るべき筋合である。従つて道路法第二十二條に『他の工事又は行爲の爲必要を生じたる道路に關する工事は、管理者其の工事執行者又は行爲者をして之を執行せしむることを得』と規定して居る。更に大なる面積を占める設備あるときは、街路の配置は之で中斷され、従つて交通は攪亂されるのであるから、大なる設備を爲す場合には、其の設備附近の街路關係を豫め考慮すべき必要がある。神宮の裏參道から代々木練兵場に至る間は、僅に九尺位の谷底の如き街路で、神宮の障壁と樹木の陰になつた、不快鬱な陰鬱な淋

しい所になつて居る。之は神宮造營の當局者が神宮敷地内の事のみを考慮して、神宮に直接する周圍を考へなかつた失態である。神宮の場合に限らず此種の失態は到る所に見るのであつて、路政一般の問題として注意を喚起する必要がある。將來を案ずるに甲州街道から神宮に至り神宮に沿うて裏參道に出て、赤坂離官前に直通する道路は、東京に於ける最も美しい氣持のよい長い遊歩道となるべき形勢にある。貨物自動車は入れたくないと云ふことはあらうが、交通上から見ても甲州街道の交通量の一切を此の系統に依つて新宿四谷間の混雜する道路から分離することは最も適當の事である。従つて甲州街道と裏參道の連絡は早晚問題となるであらうが、神宮造營に當つて當局者が神宮周圍の道路に注意し豫め將來の道路施設を爲し得るの餘地を存しなかつたことを遺憾とする。甲州街道を裏參道に接続し、内外苑連絡道に依りて外苑に至り、更に赤坂離官前に出た遊歩道は外濠に沿うて南北二線に分れ、北の方市ヶ谷見附新見附牛込見附に至るものは、將來計畫せられる外濠公園

に接し、次で砲兵工廠移轉後の後樂園に連なり、御茶の水に達する遊歩道となるであらう。南方に於ては紀の國坂から赤坂見附永田町霞ヶ關から三宅坂櫻田門宮城前廣場に達し、一方に於て喰違ひから舊塙國大使館前清水谷公園に接し辨慶橋を渡つて溜池通虎の門に至つて櫻田門に達する。

此等路線全體は將來に於ける公園街路 Park Way 若くは道路公園の一大系統を構成すべきものである。尙幡ヶ谷角管方面と青山澁谷方面との連絡は甲州街道から神宮に至り神宮に沿つて表參道に出づべきであつて、代々木練兵場の中を區劃し、差當り最少限六間位の道路を構築すべきであらうと思ふ。吾人は豫て新宿御苑に近く四谷旭町の不衛生地區細民街あることを憂慮する者であつたが、幸ひ之を貫通する環狀線十二間街路が出来、更に新宿驛に近接して附近が著しく發達すべき狀勢にあるので、街路貫通に伴ふ地區の改善が期待されることを喜ぶ者である。

四

人は自然の感化を受けることが多い、知らず識らずの間、山川草木自然の風光に影響せられる。四六時中都市生活者の視覺に映する外國の狀況は國民性を左右すべき重大なる原因となるのである。國家は最高の道德であり最高の善を目的とすると云ふが、人類最高の理想の實現を期するものとすれば、眞善美共に國家公共の行政の目的となるのである。風光明媚秀麗なる山河自然の風物は、萬國に類なき國民の誇りであり、日本の風土は國民愛國心の根源である。然るに風致の維持保存の爲にする行政は不振微弱を極めて居る。法制を尋ねれば風致維持の爲にする保安林指定の制度古社寺保存法史蹟名勝天然記念物保存法、都市計畫法に依る風致維持の爲にする地區指定の制度、廣告物取締法形像取締規則墓地及埋葬取締規則の碑表に關する規定市街地建築物法に依る美觀地區指定建築線建築物の壁面位置の指定建築物の高さの最低限度指定の制度等があるが、關係當局者は此等の制度を活用することを努めず、風致の維持美觀の増進に盡すべき重大なる任務を怠り、多年に

互る間に國民性に及ぼすべき影響如何を考へない。理想低劣通慮識見を缺く凡俗的當局者の態度を批難せざるを得ない。一時の觸目觀覽は多少の不整頓も多少の醜惡も看過してよいであらうが、四六時中年から年中數百萬市民に美醜不快の感を與へる、街路沿線の風光建築場市街美觀建築藝術は當路者の深甚なる注意を必要とする。街頭美觀は贅澤の問題でない、ブルジョアの問題ではない。街頭眼に觸れて景象が快適であるか否か美なりや醜なりやは國民生活上重要な公益問題である。従つて風致及美觀の爲にする行政の振作を圖るは人類永遠の福祉を増進するものであつて當面の急務である。英國に於ては昨年中美術委員會 *Commission of Fine Arts* を新設したが、行く行くは美術省 *Ministry For Arts* に發達すべき運命に在るもので、委員會の新設は英國文化史上最も重要な意義を有する。按ずるに十九世紀の産業革命の影響は漸く下火になつて、將に人道主義の新時代に入り、藝術復興の曙光と目すべきであらうと英人トリストランエドワーズ氏は論じて居る。美術委

員會は諮問機關であつて、倫敦及地方都市に於ける街路廣場公園の形像噴泉及記念物の配置、形像噴泉及記念物の意匠設計其の他屋外に於ける美術的問題、公園に於ける建築物の高度都市計畫及造園術並公共建築物の内部裝飾等に關して、政府又は當該公共團體は委員會の意見を聞いて決定する。

五

道路に對するに單に交通機關としての機能を考へるに止まり、或は道路構築の土木技術の範圍内に於てのみ道路問題を論ずるが如きは、甚だ不都合である。宜しく道路を土木技術者の手より解放すべきである。道路の上に吾人の生活の多大なる部分を過すのであるから、道路に關する各般の事項は人生に及ぼすべき一切の影響を合せて考慮すべき筋合である。道路は沿道の風光環境の風致如何に依つて其の人生に對する性質を異にする。此の故に英國の道路局は沿道廣告物の取締に付て左の如き依命通牒を發して居る。

一般通牒第九十三號（道路）

交通省千九百二十三年十月六日

各カウンチーカウンシルクラーク宛（各地方長官宛の類）

道路沿道廣告物に關する件

交通大臣は公共の道路附近の土地建物の上に醜惡なる廣告板及廣告物を建設し、以て郊外の風致を毀損すること益々甚しく、憂慮すべき傾向あるを認むる旨、交通大臣の命に依り通牒す。

殊に最近大倫敦区域内に於ける新幹線道路沿道に於て、工事完了前にして交通開始前なるに拘らず、現に大なる廣告板を建設する者あり、之に伴ひ盛に廣告物を見るに至るべき事を交通大臣は特に注意したり。

既往數年間政府及道路行政廳は巨額の經費を投じて道路を改良し及新設したり。交通大臣は、此等の大交通幹線が俗惡醜劣なる廣告物に依り直に風致を毀損し、爲に一般通行者が公共の道路より受くべき享樂を、著るしく剝奪せらるべきことを痛歎す。

依て貴職は貴カウンシルを動かし、公共の道路の形勝

風致 (amenities) を擁護する爲、千九百七年廣告物取締法に基く權限を活用し、又は其の他の方法に依り、何等か適當の措置を講ずる様御取計相煩度

道路局長官ヘンリー・ブリー

路政當局者は宜しく英國路政當局の如く、廣告物取締行政を以て道路行政の權限範圍に屬するものなることを自覺し、我國警察當局を覺醒せしめ、廣告物取締法の勵行を圖らしめ、街路の風致市街の體裁を改善せしめ、田園郊外の風致形勝の維持に努めしむべきである。廣告物取締法は明治四十四年制定を見たと拘らず、中央當局が一向其の施行に力を入れないので、警察官憲は悉く之を高閣に束ねて死文徒法たるの有様である。

六

廣告物に依り美觀又は風致を毀損することを防止することとは、各國行政の大に力を盡す所であり、我廣告物取締法

も各國の立法例に倣つて制定せられたものである。法律は四箇條に過ぎないが第一條に依て『行政官廳は、美觀又は風致を保存する爲、必要なりと認むるときは命令を以て廣告物の表示其他之に關する物件の設置を禁止若は制限することを得』るので命令の條項如何に依つて相當活用することが出来る。唯廣告物に類似する看板に付ては、危險の眞あり又は安寧秩序を害し若は風俗を紊るの眞ありと認むるものは、行政官廳に於て除却を命じ其他必要な處分を爲すことを得るに止まつて、風致美觀保存の爲にする處分を認むる規定が缺けて居ることは残念であるが、行政の實際の働らきで或程度の効果を擧げることが出来る。我國市街の小商業は無暗に巨大な看板を掲げて風致美觀を害すること甚だしい。到る所俗惡なる看板で掩はれた市街を見る。支那の亡國的氣分は支那人市街の毒々しい挑發的な刺戟的な俗惡なる赤色看板に表はれて居る。看板の取締改善は國民性の向上の爲に重大なる問題であつて、輿論を喚起して漸次俗惡過大の看板を改めしむる様に工夫すべきであると思

ふ。廣告物取締法施行規則は大正三年四月警視廳令で制定されて居るが、規定の内容も施行の實績も甚だしく微温的であつて、殆ど廣告物取締の本旨及意義を解しないものと云つてよい。『廣告物其他之に關する物件にして本則に依り許可を受けたる場合と雖、土地狀況の變遷等に因り美觀又は風致を害するに至りたるときは、速に除害の處置を爲すべし』とあるが、此の規定が實行されたか否か疑はしい。『道路に於て廣告物を表示し其他之に關する物件を設置せむとするときは、本令の規定に拘らず道路取締規則の規定に従ふべし』とある。而して道路取締規則には『道路又は道路に面したる場所に於て公安又は風俗を紊り若は風致に害ある廣告看板其他の標示物を出すべからず』とあり、之に違背した者に拘留又は科料に處する規定がある。規定の内容は廣汎及ばざる所がない様であるが、規定の體裁が元來實績效果の無いことを豫想して居る様である。然らざれば警察當局の審美眼は盲目に等しいのであらう。警視廳令水上取締規則には『東京市内の河川に於ける船舶に在り

ては、道路に面したる場所に於て襪襪襪其の他不體裁の物品を外部に露出すべからず』と規定してありて、之に違背した者は科料に處することになつて居る。如何なるものが風致を害するか、如何なるものが俗惡醜劣であつて市街美觀を毀損するか、環境の風致市街美觀の増進維持の爲には如何なる方針を以て着板廣告の取締を爲すべきかに付て、當局者は殆ど定見を有せず、此の如き任務を十分に盡すが爲眞面目に考慮したことがないのであらう。東京市の道路占用及自費工事許可事務内規には『大正九年七月内務省訓令第十一號に該當する占用にして左記標準に適合するときは許可の提案をなすべし』とあつて、標燈看板の類は路面上十尺以上の高さを存すること及街路の美觀を損せざること、を標準としてある。元來街路の美觀を損するや否やは箇々の標燈看板を見て決すべき筋のものではない。標燈看板の類が街路に數多く掲出する場合には、街路の風致美觀は全然破壊せられてしまふ。従つて箇々の標燈看板が不體裁でない、醜惡と云ふ程でない場合に於ても、街路の風

致美觀の上から占用を不許可とする必要あることが多い。否現在の東京の街路の體裁美觀風致は標燈看板廣告物一切に付道路法に依る占用許可權、と、道路取締に關する命令に基く權限、と、將又廣告物取締法令に基く職權、とを問はず、嚴密なる取締制限禁止を加へ、一面建築家藝術家等の意匠設計に基ついて適當なる標準を定め一大改革を加ふるに非ざれば、到底之を維持保存増進するを得ない。美を實現する高尚なる理想を有する路政當局、凡俗なる行政の上にも醇眞なる藝術に奉仕すべき領域あることを信する新時代の當局者は、宜しく道路の風致美觀に對して一層の考慮を拂ふべき必要がある。

七

倫敦の乗合自動車には各種の廣告を一面に貼付けて、行先を書いた文字が探しにくい有様であるが、此點は英人も困つて居る。我國の狀況は市街自動車會社の乗合自動車に二三の廣告がある丈で好都合である。警視廳令の電気鐵道

取締規則に『客車には天井の外廣告を掲ぐべからず』と規定してあつて、電車の外側に廣告を貼付することは禁止してある。東京市營電車は車内廣告を一の財源とし、最近は乗換切符の裏面に廣告を許すことにしたが、車内廣告も切符の裏面も申込が少なくて財源として有望でないらしい。警視廳令の廣告物取締法施行規則に『電柱（軌道用の柱を包含す）若は街燈柱の自體に廣告を標示せむとするものは、其の許可を受くることを要せず。但し支柱支線柱及電車の中央柱には之を標示すべからず。前項の廣告は地上四尺以上十二尺以下に於て之を爲し、其の色彩は白黒又は青を使用すべし但し繪畫を標示すべからず』とある。色彩丈を制限するに止まるのは不十分であつて、場所の如何附近との關係に依つて相當取締るべきものであると思ふ。近來道路上に商店が無暗に赤色の布片を以て廣告するが如きは、大に之を制限する必要がある。道路占用の事務が單に交通機能のみを考へ、街路美觀環境の風致を考慮すること十分でないのは不都合千萬である。道路上及道路附近に於ける

看板廣告其の他の標示を徹底的に取締つて、清楚なる市街を現出し刺戟挑發誇大俗惡の風趣を一掃することが刻下の急務であると確信する。尤も今日は宣傳廣告の時代であるから、單に廣告を取締る丈では其の目的を達し難い。依て一方に於て或地點を選んで廣告塔廣告板を施設するがよい。而して之は道路又は其附屬地を利用するの外はないのであるから、管理者の統轄する公共團體の事業として街頭廣告設備を爲すことが適當である。一體公共團體は其の自治事務委任事務又は國家社會の各種の事項に付て、一般市民に宣傳廣告を爲すべき必要が屢々あるのであるから、行政を徹底せしめて市民の諒解を求むる爲にも自ら廣告塔廣告板を施設すべき必要がある。所謂民をして依らしむるが爲に、知らしめる方法として揭示場の制度があるが、之は本來形式的なものでなくて、事實市民の多數に周知すべき方法たることを要する筋合である。街頭廣告設備は公共團體本來の職責上からも施設する必要があり且一般行政に之を利用する必要も多い。之を廣く一般市民に使用せしめて、

相當の使用料を徴收して、一種の財源とすることも勿論正當である。道路の風致美觀を増進維持する施設に充つべき好財源は街頭廣告設備使用料に依つて之を得ることが出来る。一方に於て市街美觀環境の風致維持の爲に廣告を制限し、一方に於て市營廣告塔廣告板を供給する。市營廣告塔廣告板は之を街頭便所自動電話交番等と共に適當の場所に之を施設する。或は設計宜しきを得れば街頭便所自動電話交番等の周圍外側を適當なる廣告場とする方法もあらうと思ふ。東京市の大正十二年度豫算には街頭廣告設備使用料一萬八千圓廣告塔四千八百圓廣告板一萬三千二百圓を計上し、街頭廣告事務費五千圓を見積つてあり、具體的に之を實行する段取になつて居つたが、震災の爲見合せとなり、十三四年度共に之を復活するに至らないが、街頭廣告設備は市營事業として最も適切であり財源としても有望であるのみならず、一面市街美觀環境風致の行政としても大に必要有意義な施設であるから、速に之を開始するが相當であり、他の都市亦大に攻究すべきものであると思ふ。敢て路

政當局者及地方行政當局者の一考を促す次第である。

八

電柱と道路との關係は路政上の難問題の一であり、各國路政當局者を悩まして居る。明治二十三年一月二十八日東京市區改正委員會は左の通り内務大臣に對する建議案を議決して居る。市區改正の事業たる専ら運輸交通の利便を謀るは論を俟たずと雖、勞ら裝飾して以て中央都府の美觀を添ふるは亦改正事業の止むべからざるものとす。今や其の事業稍や緒に就き府内日を追て其觀を改め、漸々改正の果して便利を感じんとするに際し、電信電話電燈瓦斯燈の如き、年々其の數を増加し、到處其柱基の縱橫林立するを見ざるなきに至れり。之れ府民の生業に利便を與ふる文明的の利器にして、喜ぶべき賀すべき決して擯斥すべきものならざるを以て、市區改正と併行せしざるべからざるなり。然るに熟ら近日の實況を觀るに、狹隘の街路若くは美景の損すべからざる所たるにも拘らず、電柱を森立せしめ、往々

人車馬の通行を障碍し、世人の苦情を惹起すること尠少な
らず、今夫一方に於ては莫大の資金を費して道路を擴開し
或は風致を添付する等、日夜踴躍するにも關せず、他の一
方に於ては却て道路を縮少し、若は風致を滅殺するの狀態
とはなれり。轅を北にして越に適く、是豈市區改正の本旨
と云ふべけんや。抑彼の電柱等の如きは歐洲都府の例に擬
し、成べくは地中線と爲すを以て恰當なりとす。然れども

方今我都府の實況上より觀察すれば、必ずしも地中線とな
すを要せざる所も少からざるを以て、人車馬の通行に妨害
なきものは、姑く空中線を許し、空中線を許すべからざる
場所に限り、地中線となさしむる等、便宜斟酌を加ふると
きは、敢て企業者の利益を損することなく、又人馬車の通
行を障碍するもの少なく、従て市區改正其目的を達するこ
とを得るならんと信ず。因て貴大臣に於て上來の状況を熟
察せられ従前既に設置せられたる者は、漸次改設せしめ、
將來の企圖に係る者は、其官私設の如何に關せず、共に主
務の官廳より一と先本會に合議し、而して後着手せしむる

様、其關係の省廳へ夫々照會又は訓令を發せられんこと冀
望の至に任へず、右は本會の決議に依り茲に及建議候也」
とある。爾來三十余年舊態依然であつて此の點に關する路
政の發達改善の殆ど見るに値するものがないことは歎息の
外はない。交通機能の上から又は美觀風致の上から見ても
三十余年前の東京市區改正委員會の建議は、今日尙其の儘
に路政當局者の反覆精讀すべき必要がある。

九

街路照明の問題も保安交通の見地のみならず、街路の風
致美觀の上から相當考慮する必要がある。會て論じたる如
く（本誌昨年九月號「路面の改良と沿道の制限に付て」街
路照明に關する法制を定め之に對する助長施設を爲すの必
要があるが、道路占用に對する報償として一定の街路照明
を企業者の義務とするが如き方法もあらう。夜の大都會股
賑な市街は照明方法如何に依て情調風趣を左右することが
出来る。其のエフェクトの大小は市街美觀に多大の關係が

ある。路政當局は此の見地からしても照明問題を考究する必要があると思ふ。

道路の維持修繕撒水注油掃除洗滌等の問題も道路の風致美觀に關係がある。過般東京市政調査會はビーアド博士記念懸賞論文を募集し、中等學校生徒の東京市に對する希望を徴したが、其の中に『都市街路美觀の上から所かまはず張りまはず廣告紙に就いて何か規定を定めたら如何でせう』と云ふのがある。將來の東京市民は大に街路美觀の保護を要望するのである。他の一篇には『吾人が東京に生活して常に不快に感ずるのは街路又は公園等に塵埃殊に廣告紙の散亂して居ることである。これ等は地方の都市にさへも見られぬ不潔さであり、首府たる東京の面目を大に損傷するものである』と云つて居る。更に『眺望の佳い、絶景の地に醜惡な廣告を掲げ、井然たる街衢に所かまはず貼紙をなし、輪奐の美を盡したる社殿に納札を貼り付けるなど、實に心なき業にして公德心の低級なる驚くべきものである。之等は當局に於て各種の方法を以て矯正を計ると共に、吾人市

民も互に之を相戒めねばならない』とある。因襲に因はれ滔々として道路の風致美觀の爲にする行政の任務を忘れつゝある所の路政當局者警察當局者は小市民の聲に三思すべき必要があらう。

十

道路の風致美觀は進んで道路名稱の雅致風韻の問題を考へさせるが、此點に付ては數次論議したから再び繰返すこととはしない。(道路の改良大正十三年七月號道路街路の名稱に就いての批難十一月號道路街路の名稱に對する批難の批難に就て)從來の名稱には明々誦すべく詩趣俳味横溢して、各種の聯想史的情調の濃やかなるものがある。之を一擲して凡俗極まり一氣に呼ぶことも出来ない無味乾燥凡上の醜劣極まる名稱を附して、路政成れりと考へる者あらば、冷水三斗をあびせて覺醒を促さざるを得ない。試みに東京府に於て現に事業執行中の環狀線放射線事業東京近郊の街道の從來の名稱を列記して見やう。厚木街道、中原街道、甲州

道、青梅街道、岩槻街道、馬引澤道、猿樂往還、毛丸道、馬場下道、板橋道、田端道、千住街道、笹の雪横丁、四つ木街道、中井堀道、何れも適當なる命名であつて、國道府縣

道路線名稱の俗惡無趣味と比較にならない雅致風韻を有つて居る。

米國に於ける受益者負擔行政

内務事務官 飯 沼 一 省

本篇は紐育市政調査會ウキリアム・エーバ・セツト氏に請ひて其の研究轉錄せられたる「受益者負擔制度」の一部を譯述したるものなり

公共改良事業の結果として生ずる利益の大小及其の性質を決定し、其の利益を受けたる土地に對し、受益者負擔を、賦課する準備を爲し、且受益者負擔政策を決定する其の手續は合衆國內に於ても都市を異にするに従つて甚だしく其の趣を異にして居る。元來公共改良事業の執行に關する政策と受益者負擔に關する政策とは多くの點に於て相互連關

の關係を持つて居る。受益者負擔政策は巧みに考慮せられたる公共改良事業計畫と相伴ふに非ざれば到底完全有利に適用せらるゝことを得ない。然るに可惜此の必要を認識せる都市は甚だ少ない。従つて公共改良事業の執行に要する經費の爲にする受益者負擔の賦課の實際を見るに多くは專斷なるものである。然し乍ら公共改良事業の完全なる政